



2026年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社TMH
 代表者名 代表取締役社長 榎並 大輔
 (コード番号: 280A 東証グロース 福証 Q-Board)
 問合せ先 取締役経営管理部長 関 真希
 (TEL. 097 - 576 - 7666)

**第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）
 及び第6回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ**

記

当社は、2026年4月17日付の取締役会において、シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社（以下「シンプレクス」といいます。）が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第6回新株予約権（固定行使価額型）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を、以下「本資金調達」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

シンプレクスには資本市場や企業価値向上の支援等に精通したメンバーが参加しており、当社の中長期の経営戦略に深い理解を示していただいております。投資家としての中長期的な視点から、持続的な成長に向けて企業価値が向上するような積極的な業務支援や提案を受けることにより、当社の企業価値向上を図ることが可能であると判断し、戦略的投資提携にいたることとなりました。

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	2026年5月12日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金17,500,000円 （各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	本新株予約権付社債の全部が当初転換価額で転換されたと仮定した場合の潜在株式数：429,447株（本新株予約権付社債に係る新株予約権1個につき10,736株） 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。
(5) 調達資金の額	700,000,000円
(6) 転換価額	1株当たり1,630円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2030年12月30日
(10) 償還価額	額面100円につき金100円

(11) その他	<p>上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、割当予定先との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る第三者割当て契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結する予定です。本第三者割当契約において、割当予定先は、払込期日から1年6か月間は、当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しないものとする旨が定められる予定です。</p> <p>また、本第三者割当契約において、下記「6. 割当予定先の選定理由等（5）ロックアップについて」に記載のとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>さらに、本第三者割当契約において、割当予定先は、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(へ)に定義する財務制限条項抵触事由が生じた場合であって、本第三者割当契約に規定する改善計画が本第三者割当契約に従い提出されず、又は財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合には、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(へ)に規定する繰上償還を請求することができる旨が定められる予定です。</p>
----------	---

(2) 本新株予約権

(1) 割 当 日	2026年5月12日
(2) 発行新株予約権数	2,250個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり1,309円
(4) 当該発行による潜在株式数	225,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額	369,695,250円（注）
(6) 行 使 価 額	1株当たり1,630円
(7) 権 利 行 使 期 間	2026年5月13日から2030年12月30日まで
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法によります。
(8) 割 当 予 定 先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号
(9) そ の 他	<p>上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、割当予定先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨、及び、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本第三者割当契約に従い、本新株予約権を取得する旨が定められる予定です。</p> <p>具体的には、当社が発行する株式について、①本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(イ)に定義する組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合において、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(イ)に定義する承継会社等の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合、②本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ロ)に定義する公開買付けがなされた場合、③本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ハ)に定義する上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合若しくは東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、④本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ニ)に定義する支配権変動事由が生じた場合、⑤本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ホ)に定義す</p>

	<p>るスクイズアウト事由が生じた場合、又は⑥本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(へ)に定義する財務制限条項抵触事由が生じた場合であって、本第三者割当契約に規定する改善計画が本第三者割当契約に従い提出されず、若しくは財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合をいいます。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、半導体製造フィールドソリューション事業として、エンジニアリング力を活用した装置販売サービス及びプラットフォーム「LAYLA-EC」を活用した部品販売・修理サービスを展開し、半導体工場の安定稼働を支援しております。加えて、当社は、半導体業界特化型人材プラットフォーム「LAYLA-HR」及び半導体業界向けメディアサイト「SEMICON. TODAY」を展開し、半導体産業における「モノ」「人」「情報」のプラットフォーム機能の拡充を進めております。

当社は、中期経営計画において、「半導体製造インテグレーター」への進化を掲げ、Vision100のもと、FY2028に売上高(流通総額)180億円、営業利益17億円超を目標としております。その実現に向けて、代理店ビジネス開始、ホワイトスペース M&A、LAYLA-HR 及び SEMICON. TODAY を含むプラットフォーム拡充等を成長ドライバーとして位置付けております。

このような方針のもと、当社は、手取金を、既存事業の成長投資及び戦略的 M&A・資本業務提携資金に充当する方針です。既存事業の成長投資としては、主として、代理店事業拡大に伴う営業・技術・調達・案件対応等を担う人材の採用・育成、案件対応資金、在庫・立上げ対応、並びに関連する事業運営基盤及びシステムの強化を想定しております。特に、新品装置を取り扱う代理店案件は1案件あたり数億円規模の取扱いが想定されることに加え、M&A 機会についても並行して検討していることから、銀行借入のみでは機動的な対応が難しい場合があると判断しております。

また、当社は、半導体分野における未参入領域への進出を目的とした M&A を通じて既存事業とのシナジーを最大化する方針であり、候補領域としては、材料供給、ファシリティ、工事、人材、ソフトウェア、メーカー等を優先領域としております。加えて、機能統合の観点から、部品供給・メンテナンス、装置エンジニアリング領域も視野に入れております。これらの M&A 及び資本業務提携等は、案件の進捗により意思決定及び実行のタイミングが前後し得ることから、機会を逸しないためにも、あらかじめ必要と考えられる資金の一部を確保しておくことが重要であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1 号を割当予定先とする本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による本資金調達を実施いたします。本資金調達の目的は、(1) 既存事業の成長を加速させるため、代理店事業の立ち上げ及び拡大、案件対応体制の整備、プラットフォーム及び関連システムの機能強化、人材採用・育成等の成長投資を実行すること、及び(2) 主として国内案件を対象とする M&A 及び資本業務提携等に関わる資金を確保し、当社の既存領域と親和性の高い周辺領域を機動的に補完することにあります。

また、本資金調達は、払込日に確定的に入金される本新株予約権付社債の払込金額及び本新株予約権の発行価額と、将来の本新株予約権の行使に伴い段階的に入金される資金との組合せであることから、払込日に受領する資金は主として既存事業への初期投資並びに M&A 及び資本業務提携に係る待機資金に充当し、その後の本新株予約権の行使により得られる資金は、既存事業投資の継続実行並びに M&A 及び資本業務提携の実行資金に順次充当することで、投資実行の確度と資金繰りの整合を図る方針です。

本資金調達に係る調達額の内訳、資金使途及び支出予定時期の詳細は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりです。

(2) 本資金調達を選択した理由

本資金調達により、当社は、本新株予約権付社債部分について払込日に確定的な資金を確保することができる一方、本新株予約権部分については、将来の株価水準及び追加的な資金需要に応じた段階的な資金調達が可能となります。

また、本新株予約権付社債については払込日から1年6か月、本新株予約権については払込日から1年間、原則として当社の事前の同意なく転換又は行使が行われない設計とすることで、既存株主への配慮を図りつつ、当社が先行して成長投資及び企業価値向上施策を実行する時間軸を確保することが可能となります。

さらに、割当予定先の運営に関与するシンプレクスは、資本市場におけるファイナンス支援に加え、顧客・提携先・人材の紹介、IR戦略及び投資家対話支援、技術会社・人材獲得型M&Aのソーシング支援、並びに必要なに応じた銀行ローン・資本政策面の助言等を通じた伴走支援が期待できることから、当社の中長期的な成長戦略に適合するパートナーであると判断しております。

① 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、本新株予約権付社債については払込期日に、本新株予約権については割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

② 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の資金調達を行うために様々な資金調達方法を検討していましたが、シンプレクスから本新株予約権付社債及び本新株予約権を用いた資金調達の提案を受けました。

当社は、本新株予約権付社債の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- ① 本新株予約権付社債の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は225,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的であり、一定の予見可能性があります(但し、行使価額の調整事由が生じた場合には、本新株予約権の目的である当社普通株式数も調整されることとなります。)。他方で、全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本新株予約権付社債による調達としております。
- ④ 本新株予約権による調達金額及び本新株予約権付社債による調達金額のうち当社普通株式への転換の対象となった金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- ① 本新株予約権付社債部分については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 市場環境に応じて、本新株予約権付社債の転換完了及び本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、転換完了及び行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- ③ 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。特

に、行使価額修正型の新株予約権と比べて、本新株予約権については、行使価額は株価推移と連動して修正されないため、行使がなされるためには行使価額を上回る水準で株価が推移する必要があり、その行使の蓋然性は相対的に低くなっております。

- ④ 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- ⑤ 本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、株価がその水準を下回って推移する場合、本新株予約権付社債の転換が進まず、社債として償還するための資金が必要となる可能性があります。
- ⑥ 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- ⑦ 第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行等により一度に全株式を発行すると、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、公募増資に関しては一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本資金調達において調達するのと同規模の資金を全て負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。今後の事業戦略推進において、緊急の資金需要が生じた場合に備えて迅速に有利子負債による資金調達を行う選択肢を残す観点からも、普通社債の発行又は借入れにより調達することは現時点における現実的な選択肢ではないと判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。
- ⑤ 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、本新株予約権付社債の発行により当面必要な資金を調達しつつ、本新株予約権については行使価額を固定することにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる見込みです。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、本新株予約権付社債の調達資金による企業価値向上と持続的な成長を確認するために相当な期間として、払込期日から1年6か月間は当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しない旨を、また、払込期日から1年間は当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しない旨を本第三者割当契約で合意する予定です。なお、当社が本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に事前に同意し、本新株予約権付社

債の転換又は本新株予約権の行使が行われた場合には、速やかにお知らせいたします。当社が事前同意を付与する場合としては、当社普通株式の株価が転換価額又は行使価額を相当程度上回って推移し、かつ、当社の資金需要（例：M&A等）や資本政策等の観点から、早期の転換又は行使を認めることが合理的と判断される場合等を想定しています。なお、成長投資資金の確保が目的となる局面では、転換（自己資本化）よりも新株予約権の行使（資金調達）を優先することが有効であるため、必要に応じて割当予定先と協議の上、主として本新株予約権の行使の前倒し等を検討する想定です。一方で、割当予定先は、当社のようにグロース市場等に上場する成長企業に対してその成長加速を支援することを目的としたファンドであり、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としていることから、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で割当予定先が適切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。なお、当社は、割当予定先から、本新株予約権付社債及び本新株予約権を中長期保有する方針を有しており、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得した当社普通株式の市場での短期的な売却を目的としていない旨、並びに当社普通株式の将来的な売却についても、市場での売却を否定するものではないものの、当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡を基本としている旨の説明を口頭にて受けております。以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるため、本第三者割当契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行することが最も適した資金調達方法であるという結論に至りました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,069,695,250円
本新株予約権付社債の発行価額の総額	700,000,000円
本新株予約権の発行価額の総額	2,945,250円
本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の総額	366,750,000円
発行諸費用の概算額	10,000,000円
差引手取概算額	1,059,695,250円

(注) 1. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、評価費用、登記関連費用及びその他諸費用であります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(本新株予約権付社債)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 既存事業への投資	190	2026年5月～2027年4月
② M&A及び資本業務提携に関わる費用	500	2026年7月～2027年2月
合計	690	—

(本新株予約権)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 既存事業への投資	160	2027年4月～2028年11月
② M&A及び資本業務提携に関わる費用	209	2027年5月～2027年11月
合計	369	—

(注) 1. 上記資金は、支出に充当するまでの間、銀行預金等にて保管する予定です。

2. 本新株予約権付社債の払込金額700百万円及び本新株予約権の発行価額2百万円の合計702百万円から発行諸費用10百万円を控除した差引手取概算額692百万円のうち、192百万円を上記①に、500百万円を上記②に充当する予定です。

3. その後、本新株予約権の行使により払い込まれる資金が得られた範囲で、上記①に157百万円、上記②に209百万円を順次充当する予定です。

4. 本新株予約権の行使が想定どおり進まない場合又は今後、当社を取り巻く環境の変化、投資機会の状況等に応じて資金使途若しくは金額の見直しが必要となる場合には、投資計画の実行時期・内容の見直し、手元資金の活用又はその他の資金調達手段の検討を行うとともに、重要な変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

上記表中に記載された資金使途の詳細は、以下のとおりです。

① 既存事業への投資 (350百万円)

当社は、既存事業の成長投資として、主として、代理店事業拡大に伴う営業・技術・調達・案件対応等を担う人材の採用・育成に137百万円程度、代理店案件及び装置販売案件への対応に必要な資金、在庫・立上げ対応に168百万円程度、並びに関連する事業運営基盤及びシステムの強化に18百万円程度を充当する予定です。

加えて、当社が展開する「LAYLA-EC」、「LAYLA-HR」及び「SEMICON.TODAY」等のプラットフォーム及び関連サービスの機能強化・運営基盤強化にも25百万円程度を充当する予定です。

これらの投資により、既存事業の収益力向上、国内顧客との取引深耕、継続案件の獲得力向上及び中長期的な事業拡張余地の確保を図ってまいります。

なお、上記の具体的な施策及び対象プロダクト・サービスは、顧客需要、競争環境、採用環境及び開発計画の進捗等を踏まえ、投資対効果の高い領域に優先的に配分する方針であり、区分内において投資対象の入替えや優先順位の変更が生じる可能性があります。資金使途又は金額に重要な変更があった場合には、速やかに開示いたします。

② M&A 及び資本業務提携に関わる費用（709 百万円）

当社は、日本国内の半導体工場の稼働継続、生産性向上及び調達安定化に資する周辺領域の補完を目的として、主として国内案件を対象とする M&A 及び資本業務提携等を検討しております。具体的には、材料供給、ファシリティ、工事、人材、ソフトウェア、メーカー等の領域を中心として、既存事業とのシナジーが見込まれる候補先を優先的に検討し、加えて、部品供給・メンテナンス及び装置エンジニアリング領域も視野に入れております。

当該資金は、主として、(i)株式取得、事業譲受、資本業務提携、共同事業への参画、マイノリティ出資その他これらに付随する取得対価として 567 百万円程度、(ii)デューデリジェンス費用、法務・会計・税務・バリュエーション費用及び契約実行費用等の取引費用として 45 百万円程度、(iii)PMI 及び統合・立上げに関わる費用として 55 百万円程度、並びに(iv)価格調整、追加対価及び予備費として 40 百万円程度を充当する予定です。

なお、M&A 及び資本業務提携等については、現時点で候補先、個別投資金額、実施時期は定まっておられません。支出予定期間中に上記金額分の M&A 等を実施しなかった場合であっても、当該期間の経過後も引き続き M&A 等に関わる費用に充当することを含め、事業環境及び投資機会を継続的に検討いたします。また、合理的な投資機会が見込めない場合には、既存事業への投資に充当するなど、企業価値向上に資する範囲で資金配分を見直す可能性があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、中長期的な事業の成長を目指してまいります。

その結果、当社の中長期的な企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益拡大が図られるものと考えており、本資金調達の資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年4月16日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,309円）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.8%）、ボラティリティ（62.7%）、クレジットスプレッド（0.2%–1.1%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、本新株予約権付社債の転換価額は、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、1,630円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2026年4月17日（取締役会決議日）に先立つ25取引日間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の110%（1円未満切り上げ）に相当する金額です。かかる転換価

額は、割当予定先との協議内容も踏まえて、一定期間の終値の平均値という平準化された算定基準を採用することで、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除しつつ、当該平均値に対して10%のプレミアムを付した水準とすることにより、既存株主への配慮及び発行条件の公正性を確保する観点から設定しました。また、かかる転換価額は、2026年4月16日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値1,309円に対して24.52%のプレミアム（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、発行決議日の直前取引日までの直近1か月間の終値平均1,482円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して9.99%のプレミアム、同直近3か月間の終値平均1,453円に対して12.18%のプレミアム及び同直近6か月間の終値平均1,255円に対して29.88%のプレミアムとなります。

当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額100円につき金96.1円から金99.5円）を上回る価格であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面100円当たり8.6円から11.9円）が新株予約権の公正な価値（社債額面100円当たり7.3円）を上回っており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役2名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権付社債の発行においては、新株予約権付社債の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、赤坂国際会計がかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) 赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのような赤坂国際会計に対して本新株予約権付社債の価値評価を依頼していること
- (iv) 赤坂国際会計から当社実務担当者及び常勤監査役への具体的な説明が行われ、常勤監査役から社外監査役に対してもかかる説明内容が共有された上で、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権付社債の発行に係る決議を行った取締役会において、赤坂国際会計の評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権付社債の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権付社債の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から取締役会になされており、また、本新株予約権付社債の発行の適法性に関する法律意見書を当社法律顧問から受領していること

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年4月16日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,309円）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.8%）、ボラティリティ（62.7%）、クレジットスプレッド（0.2%－1.1%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。また、本新株予約権の行使価額は、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、1,630円と決定いたしました。なお、この行使価額は、2026年4月17日（取締役会決議日）に先立つ25取引日間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の110%（1円未満切り上げ）に相当する金額です。かかる行使価額は、割当予定先との協議内容も踏まえて、一定期間の終値の平均値という平準化された算定基準を採用することで、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除しつつ、当該平均値に対して10%のプレミアムを付した水準とすることにより、既存株主への配慮及び発行条件の公正性を確保する観点から設定しま

した。また、かかる行使価額は、2026年4月16日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値1,309円に対して24.52%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの直近1か月間の終値平均1,482円に対して9.99%のプレミアム、同直近3か月間の終値平均1,453円に対して12.18%のプレミアム及び同直近6か月間の終値平均1,255円に対して29.88%のプレミアムとなります。

その上で当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である1,309円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である当該評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役2名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、赤坂国際会計がかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) 赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのような赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) 赤坂国際会計から当社実務担当者及び常勤監査役への具体的な説明が行われ、常勤監査役から社外監査役に対してもかかる説明内容が共有された上で、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、赤坂国際会計の評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から取締役会になされており、また、本新株予約権の発行の適法性に関する法律意見書を当社法律顧問から受領していること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の全部が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数429,447株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数225,000株を合算した総株式数は654,447株であり、2025年11月30日現在の当社発行済株式総数3,698,100株に対し最大17.70%（2025年11月30日現在の当社議決権個数36,954個に対しては最大17.71%）の希薄化が生じるものと認識しております。他方で、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主目的」に記載のとおり、当社にとって本資金調達を実行する必要性は高く、また、本第三者割当の規模はかかる資金調達の必要性に応じた適切な規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、さらに上記「（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。

また、東京証券取引所における当社普通株式の直近6か月の1日平均売買高は63,674株、直近3か月の1日平均売買高は38,813株、直近1か月の1日平均売買高は33,136株であり、一定の流動性を有しております。以上の事情を踏まえれば、希薄化が株主の皆様にご与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

さらに、当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権付社債を普通株式に転換し、また、本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨、並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の将来的な売却についても、市場での売却を否定するものではないものの、当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡を基本としている旨の説明を口頭にて受けております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1号	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビルディング	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4) 組成目的	グロース市場等の国内上場企業に対する第三者割当による成長資金の投資	
(5) 組成日	2024年7月1日	
(6) 出資の総額	5,100,000,000円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社横浜銀行、株式会社静岡銀行、国内大手企業年金	
(8) 無限責任組合員の概要	名称	シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビルディング 27階
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水嶋 浩雅
	事業内容	1. 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務 2. 有価証券の取得、管理、保有及び処分に関する業務 3. 前各号に付帯又は関連する一切の業務
	資本金	1千万円
(9) 当社と当該ファンドとの関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
(10) 当社と無限責任組合員との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 2026年4月17日現在のものです。

2. 割当予定先の出資者の出資比率及び国内大手企業年金の名称については、顧客の守秘義務の観点から非開示とするよう割当予定先より要請されており、開示は控えさせていただきます。

3. 当社は、割当予定先との間で締結する本第三者割当契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、割当予定先及びその組合員について

て、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及びその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小坂橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に調査を依頼し、2026年3月26日に調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、割当予定先若しくはその組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所及び福岡証券取引所に提出しております。なお、シンプレクスは、割当予定先が保有する株券等について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載のとおり、既存事業の成長投資及び戦略的M&A・資本業務提携資金に充当するための資金調達手法について、戦略的・中長期的な観点から2026年2月より検討を重ねてまいりました。

一方で、当社とシンプレクスとの最初の接点は2025年2月であり、当社の成長戦略及び資本政策に関連して、同社の投資スキームに関する説明を受けております。

その後、2026年3月に入り、当社の成長投資及びM&Aを含む資金需要を踏まえた具体的な資金調達手法についての協議を本格化し、無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）及び新株予約権（固定行使価額型）によるスキームの提案を受けました。

当社は、かかる提案を踏まえ、中長期的な成長戦略との整合性、資金調達の確実性、既存株主への配慮及びシンプレクスによる事業支援の可能性を総合的に勘案した結果、本件スキームの採用に至りました。

同ファンドは、官民ファンドである株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が出資する成長支援ファンドの投資案件でもあり、信頼性があるとともに、地方に根差した成長意欲ある中堅・中小企業への投資を通じて、地域経済の活性化と企業価値向上の双方を実現することを目的としています。当社のように、グロース市場等に上場する成長企業に対して、資本の提供のみならず、業務提携先の紹介やIR活動の支援等、事業・経営両面での中長期的伴走支援を行う方針を有している点も、極めて親和性が高いと判断しました。

これらを総合的に勘案し、当社は、割当予定先を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することを決定いたしました。今後、同ファンドとの連携を通じて、上述した成長戦略をより一層推進し、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

（3）割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権付社債を普通株式に転換し、また、本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨、並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の将来的な売却についても、市場での売却を否定するものではないものの、当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡を基本としている旨の説明を口頭にて受けております。但し、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

また、上記「1. 募集の概要（1）本新株予約権付社債（11）その他」に記載のとおり、払込期日から1年6か月間は、原則として、割当予定先は本新株予約権付社債の転換を請求できず、また、上記「1. 募集の概要（2）本新株予約権（9）その他」に記載のとおり、払込期日から1年間は、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できないことを合意する予定です。

なお、当社と、割当予定先が締結する本第三者割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨を合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先について、本日現在において本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、割当予定先に係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認することにより、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるシンプレクスが行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に対する出資を行う旨の約束がある旨を確認することで、割当予定先は、払込期日までに各出資者から本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みのために必要かつ十分な資金を確保する見込みがあることを確認しております。また、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額についても、割当予定先において資金が必要となる都度、同様に無限責任組合員であるシンプレクスがキャピタルコールを行い、各出資者からの出資を受けることにより、当該行使に必要な資金を確保する予定であることを確認しております。

また、シンプレクスへのヒアリング等を通じて、割当予定先の各出資者がキャピタルコールに応じて割当予定先に対して出資を行う意思があることを確認しており、キャピタルコールに対応する、各出資者の割当予定先に対する出資の履行の意思及び出資の能力に問題がないことを確認しております。

なお、当社と割当予定先との間で締結する本第三者割当契約において、割当予定先から、払込期日において、割当予定先が払込みに要する十分な現金を有する旨の表明及び保証を得ます。

(5) ロックアップについて

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、払込期日から12か月後の応当日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による承諾を受けることなく、以下(ア)及び(イ)に記載する行為を行わない旨を合意する予定です。

(ア) 当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式、当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式に転換若しくは交換されうる有価証券、若しくは当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券（以下「本証券」と総称します。）に関する、発行、募集、貸付、売付若しくは売付契約の締結、当社の株主による当社普通株式の売出し（金融商品取引法第2条第4項に定めるものをいい、証券会社による引受けを伴うものに限ります。）について同意すること若しくはそのための機関決定を行うこと、又は当社の指示により行為する法人若しくは個人に、上記行為を行わせること

(イ) (ア)に記載する行為を行うことを企図していること、又はそれに同意することを、発表又は公表すること

但し、①本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当に伴う当社の株式の交付、③本第三者割当契約締結日現在残存している新株予約権の行使による当社の株式の交付、④吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、⑤当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の新株予約権又は株式の発行又は交付、⑥会社法第194条第3項に基づく自己株式の売り渡し、⑦当社が他の事業会社との間で行う事業又は業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して行う当該他の事業会社に対する本証券の発行又は交付は、上記(ア)及び(イ)で禁止される行為には当たらない旨が定められる予定です。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
ET Family Asset 株式会社	54.08%	ET Family Asset 株式会社	45.95%
SBI AI&Blockchain 投資事業 有限責任組合	6.76%	シンプレクス・キャピタル・ PIPEs 投資事業有限責任組合 1号	15.03%
榎並 大輔	2.69%	SBI AI&Blockchain 投資事業 有限責任組合	5.74%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラク ティブ・ブローカーズ証券株 式会社)	2.49%	榎並 大輔	2.28%
LIN SHU-HUNG (常任代理人 行政書士法 人中央ライズアクロス)	2.02%	INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラク ティブ・ブローカーズ証券株 式会社)	2.11%
LIN SHU-HSUAN (常任代理人 行政書士法 人中央ライズアクロス)	2.02%	LIN SHU-HUNG (常任代理人 行政書士法 人中央ライズアクロス)	1.72%
九州アントレプレナークラ ブ2号投資事業有限責任組 合	1.87%	LIN SHU-HSUAN (常任代理人 行政書士法 人中央ライズアクロス)	1.72%
藤本 茂	1.84%	九州アントレプレナークラ ブ2号投資事業有限責任組 合	1.59%
CBC 株式会社	1.69%	藤本 茂	1.56%
関 真希	1.48%	CBC 株式会社	1.43%

(注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は2025年11月30日現在の株主名簿を基に作成しております。

2. 募集後の大株主及び持株比率は、2025年11月30日現在の発行済株式総数(自己株式を除きます。)に、本新株予約権付社債が全て転換され、また本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式 654,447 株を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

8. 今後の見通し

本資金調達に2026年11月期の業績予想に与える影響は軽微であり、業績予想の修正は行っておりません。今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位:千円。特記しているものを除きます。)

	2023年11月期	2024年11月期	2025年11月期
売上高	1,747,118	6,017,239	8,628,372
営業利益または 営業損失(△)	△127,288	323,598	355,605
経常利益または 経常損失(△)	△353,508	306,043	338,459
当期純利益	116,577	272,504	249,244
1株当たり 当期純利益(円)	34.89	80.95	67.73
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	5.66	232.24	385.13

(注) 2025年11月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については単体の数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,698,100株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	196,750株	5.32%

(注) 上記潜在株式数は、当社のストックオプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年11月期	2024年11月期	2025年11月期
始値	—	—円	2,128円
高値	—	—円	2,208円
安値	—	—円	892円
終値	—	—円	935円

(注) 当社は2024年12月4日に東京証券取引所グロース市場及び福岡証券取引所Q-Boardに上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年		2026年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	1,058円	935円	1,551円	1,360円	1,530円	1,480円
高値	1,100円	1,512円	1,770円	1,615円	1,570円	1,580円
安値	892円	871円	1,277円	1,276円	1,322円	1,254円
終値	935円	1,512円	1,360円	1,563円	1,458円	1,309円

(注) 2026年4月の株価については、2026年4月16日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年4月16日
始値	1,314円
高値	1,365円
安値	1,282円
終値	1,309円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2024年12月3日
調 達 資 金 の 額	251,200千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1,380円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,366,250株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	190,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,556,250株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①広告宣伝費 ②製造設備資金 ③システム開発費用 ④採用費用及び人件費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	①2025年11月期に4,000千円を充当 ②2025年11月期に20,000千円を充当 ③2025年11月期に31,000千円、2026年11月期以降に50,000千円を充当 ④2025年11月期に100,000千円、2026年11月期以降に171,366千円を充当
資 金 使 途 変 更 後 の 資 金 使 途	①広告宣伝費 ②子会社設立資金 ③システム開発費用 ④採用費用及び人件費
資 金 使 途 変 更 後 の 支 出 予 定 時 期	①2025年11月期に4,000千円を充当 ②2025年11月期に86,000千円を充当 ③2025年11月期に15,000千円を充当 ④2025年11月期に100,000千円、2026年11月期以降に147,078千円を充当
現 時 点 に お け る 資 金 の 充 当 状 況	①4,000千円 ②86,000千円 ③15,000千円 ④130,000千円

- (注) 1. 「発行時における当初の資金使途」及び「発行時における支出予定時期」については、下記「第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）」における発行当時の手取金概算額上限125,166千円を併せた手取概算額合計上限376,366千円の内訳です。
2. 「資金使途変更後の資金使途」及び「資金使途変更後の支出予定時期」は、下記「第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）」による募集株式のうち失権した17,600株を除いた手取金概算額352,078千円の内訳です。
3. 「発行時における支出予定時期」及び「資金使途変更後の支出予定時期」に記載の③システム開発費用の金額につきましては、一部、外貨建てのため、概算値であります。
4. 当社は、2025年6月13日付で「上場調達資金使途変更に関するお知らせ」を公表しております。

第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払 込 期 日	2025年1月8日
調 達 資 金 の 額	100,878千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1,380円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,556,250株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数 (注) 1	73,100株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,629,350株

割 当 先	株式会社SBI証券
発行時における 当初の資金使途	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。
発行時における 支出予定時期	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。
資金使途変更後の 資金使途	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。
資金使途変更後の 支出予定時期	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。
現時点における 資金の充当状況	上記の公募増資（新規上場時）に含めて記載しております。

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資のうち 17,600 株は失権により行われておりません。
2. 「発行時における当初の資金使途」及び「発行時における支出予定時期」については、上記「公募増資（新規上場時）」における発行当時の手取金概算額上限 251,200 千円を併せた手取概算額合計上限 376,366 千円の内訳です。
3. 「資金使途変更後の資金使途」及び「資金使途変更後の支出予定時期」については、上記「第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)」による募集株式のうち失権した 17,600 株を除いた手取金概算額 352,078 千円の内訳です。

以 上

(別紙1)

株式会社TMH第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

1. 社債の名称

株式会社TMH第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金700,000,000円

3. 各社債の金額

金17,500,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2026年5月12日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2026年5月12日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の満期償還

本社債は、2030年12月30日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 本社債の繰上償還

(イ) 組織再編行為による繰上償還

本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本（イ）において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を以下の償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- ① 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

② ①以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(4)号(ハ)②、④及び⑦に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の東証終値の平均値は、第12項第(4)号(ハ)①乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

(ロ) 公開買付けによる繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、公開買付け（以下に定義する。）が行われた場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本(ロ)において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「公開買付け」とは、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合をいう。

(ハ) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本(ハ)において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日（但し、東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には20銀行営業日）以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

(ニ) 支配権変動による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該支配権変動事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本（ニ）において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合をいう。

(ホ) スクイズアウトによる繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本（ホ）において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(ヘ) 財務制限条項抵触による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本（ヘ）において「繰上償還日」という。）の 10 銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、当社の 2026 年 11 月期以降の各事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の額の 75%を下回った場合又は当社の 2026 年 11 月期以降に終了するいずれかの事業年度を最終年度とする 2 連続事業年度中の各事業年度における通期の損益計算書（但し、連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載される経常損益がいずれも損失であった場合をいう。

(3) 本項に定める繰上償還日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも、本新株予約権付社債権者との合意の上で本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初1,630円とする。但し、転換価額は下記(ハ)の規定に従って調整される。
- (ハ) 転換価額の調整
- ① 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第6回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記⑥(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による転換価額の調整が行われている場合には、調整後転換価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- (v) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式} \\ \text{数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記④に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金17,500,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④ (i) 「特別配当」とは、2030年12月26日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金17,500,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2030年12月26日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本社債の金額（金17,500,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数に、(i)30円又は(ii)各基準日の属する事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に60%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が0円を下回る場合（当

該事業年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。)には0円とする。)のいずれか高い金額を乗じた金額の当該事業年度における累計額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。

(ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 1 日以降これを適用する。

⑤ 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑥ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日(但し、上記②(v)の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑦ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑧ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 5 月 13 日から 2030 年 12 月 26 日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社が、第 11 項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降

(ロ) 当社が、第 14 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項第(5)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われた日に発生する。

(ハ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(10) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録又は自己株式の当社名義からの振替を行うことにより株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第 11 項の規定に違背し、3 銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が第 12 項第(4)号(ハ)、第 12 項第(10)号又は第 13 項の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち 30 日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 200,000,000 円を超えない場合は、この限りではない。

(ホ) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社 TMH 経営管理部

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙2)

株式会社TMH第6回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社TMH第6回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期日

2026年5月12日

3. 割当日

2026年5月12日

4. 払込期日

2026年5月12日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をシンプルクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 225,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合 (但し、株式分割等を原因とする場合を除く。) には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,250 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,309 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 13.09 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,630 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \\
 \text{処分株式数} \quad \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}
 \end{array}
 }$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に

割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑥(i) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ii)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 「特別配当」とは、2030年12月30日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2030年12月30日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に、(i)30円又は(ii)各基準日の属する事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に60%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が0円を下回る場合（当該事業年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には0円とする。）のいずれか高い金額を乗じた金額の当該事業年度における累計額とする。）（当

社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額) を超える場合における当該超過額をいう。

(iii) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 1 日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 5 月 13 日から 2030 年 12 月 30 日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得条項

各本新株予約権の取得条項は定めない。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 1,309 円とした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 大分支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上